

蟻害・腐朽検査制度 規程集

平成 28 年 6 月



公益社団法人 日本しろあり対策協会
The Japan Termite Control Association

蟻害・腐朽検査制度 規程集

目 次

蟻害・腐朽検査士規程	2
蟻害・腐朽検査講習会実施規程	14
既存住宅の蟻害・腐朽検査規程	17
蟻害・腐朽検査士倫理規程	20
既存住宅の蟻害・腐朽検査及び検査証発行規程（協会版）	21
蟻害・腐朽検査等の手数料規程（協会版）	24

蟻害・腐朽検査士規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本しろあり対策協会（以下「本会」という。）における蟻害・腐朽検査士（以下「検査士」という。）の認定登録に関する必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程の蟻害・腐朽検査士とは、第4条による検査士の登録をした者で既存住宅の蟻害・腐朽の検査・診断の業務を行う者をいう。

2 この規程で既存住宅の蟻害・腐朽の検査・診断とは、本会の定める既存住宅のシロアリ被害検査・診断マニュアル及び既存住宅の腐朽検査・診断マニュアルにより行う検査・診断をいう。

3 その他建築物については、本規程に準じて行う。

(義 務)

第3条 検査士は、本会が定めた既存住宅のシロアリ被害検査・診断マニュアル及び既存住宅の腐朽検査・診断マニュアルに従って、正確に被害の有無を診断しなければならない。

2 検査士は、本会が発行する蟻害・腐朽検査士証（以下「証明証」という。）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 検査士は、事業所又は所属する営業所において、公衆の見やすい場所に本会が発行する蟻害・腐朽検査士登録証（以下「登録証」という。）を掲示しなければならない。

第2章 登 録

(登 録)

第4条 検査士になろうとする者は、本会の行う蟻害・腐朽検査講習会（以下「講習会」という。）を受講し、指定科目のレポートを提出のうえ審査によって資格を認定された後、蟻害・腐朽検査士登録申込書（様式1）に登録手数料10,000円を添えて本会会長に提出しなければならない。

2 前項の規定による登録の申込みのあった場合においては、申込書を審査し、申込者が検査士となる資格を有すると認めるときは、検査士登録簿に登録すると共に申込者に登録証（様式2）及び証明証（様式3）を交付する。

3 前項の登録は、5年間有効とする。

(登録事項)

第5条 検査士登録簿及び検査士更新登録簿に記載する事項は、次の通りとする。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 氏名、生年月日、現住所、所属事業所及び所在地
- 三 第10条の登録の取消の処分を受けた年月日

(登録事項の変更)

第6条 検査士は、前条第2号に掲げる登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から1カ月以内に本会会長に届け出なければならない。

2 前項の届け出があった場合においては、登録簿を訂正する。

(登録更新の課題通知)

第7条 本会会長は、登録有効期間満了6カ月前までに更新の対象となる全ての検査士に対して、蟻害・腐朽検査士資格・講習委員会（以下、「資格・講習委員会」という。）が指定する課題の通知を行う。

2 登録の更新をしようとする検査士は、登録有効期間満了3カ月前までに、前項の課題を提出しなければならない。

(登録の更新)

第8条 登録の更新をしようとする検査士は、登録有効期間満了3カ月以前に、第7条第2項に規定する課題及び蟻害・腐朽検査士登録更新申込書（様式4）に登録更新手数料及び登録更新検定料を添え本会会長に提出しなければならない。

2 前項の登録更新手数料は会員・非会員ともに10,000円とし、登録更新検定料は会員10,000円、非会員20,000円とする。

3 第1項の提出があった場合においては、資格・講習委員会が第7条に則り提出された課題を審査し、適正であれば、再度検査士更新登録簿に登録すると共に申込者に登録証及び証明証を交付する。

4 前項の場合において第10条各号の一に該当すると認められるときは、本会会長は理事会の議を経て、登録の更新を拒否することができる。

(再交付の申請)

第9条 検査士は、登録証又は証明証を汚損し又は失った場合においては、ただちに再交付申請書（様式5）に再交付手数料2,000円を添えて本会会長に提出しなければならない。

(登録の取消)

第10条 検査士が次の各号の一に該当する場合には、本会会長は理事会の議を経て登録を取り消すことができる。

- 一 業務に関して不誠実な行為をしたとき。
- 二 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。
- 三 検査士として、社会の信用を失墜せしめる行為をしたとき。

(処分の通知)

第11条 登録の取消又は登録更新拒否の処分をしたとき、本会会長は、すみやかに文書をもって被処分者に通知しなければならない。

(異議の申立)

第12条 前条の規定により処分の通知を受けた者がその処分に異議あるときは、処分を受けた日から1カ月以内に、理由書をもって本会会長に対し異議の申立をすることができる。

第3章 蟻害・腐朽検査士資格の審査と認定

(レポートの審査と資格認定)

第13条 検査士の資格を取得しようとする者は、レポート審査による試験を受けなければならない。

- 2 提出された指定科目のレポートに基づき、蟻害・腐朽の検査・診断業務を行うに必要な知識について資格・講習委員会が審査し、一定水準を満たした適格者に対し、蟻害・腐朽検査士資格を認定する。

(受験資格)

第14条 検査士の受験資格は、次の各号に該当する者とする。

- 一 本会が行うしろあり防除施工士規程に基づくしろあり防除施工士または建築士・木造建築士いずれかの資格を取得している者で、資格取得後3年を経過している者とする。
- 二 本会が行う蟻害・腐朽検査講習会を受講した者とする。
- 三 建築士・木造建築士にあつては、本会が行う防除基礎講習会又は本会が指定する講習会を受講している者とする。

(受験の手続)

第15条 検査士資格の試験を受けようとする者は、受験申込書(様式6)に第16条に規定する受験料を添えて本会会長に提出しなければならない。

(受験料)

第16条 検査士の受験手数料は、会員2,000円とし、非会員は4,000円とする。

- 2 受験手数料は、これを納入した者が受験しなかった場合においても返還しない。

(試験期日等の広報)

第17条 試験を実施する期日、場所、その他試験の施行に関して必要な事項は、あらかじめ広報する。

(レポート審査による資格認定後)

第18条 蟻害・腐朽検査士として適格者である旨を本人に通知する。

第4章 蟻害・腐朽検査士資格・講習委員会

(資格・講習委員会)

第19条 資格・講習委員会は、指定レポートの出題及び審査・資格認定並びに講習などの事務を行う。

- 2 資格・講習委員会は、委員10名以内をもって組織する。
- 3 委員は、理事会の議を経て、本会会長が委嘱する。
- 4 委員長は、委員の互選によって選任し、会務を総理する。委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第20条 資格・講習委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければこれを開くことができない。

- 2 資格・講習委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委

員長の決するところによる。

- 3 資格・講習委員会は、レポート審査の事務に関し、臨時に資格・講習委員会委員若干名を委嘱することができる。

附 則（平成 14 年 4 月 5 日理事会決議）

- 1 本規程は、平成 14 年 4 月 5 日から施行する。

附 則（平成 14 年 12 月 13 日理事会決議）

- 1 本規程の一部改正は、平成 14 年 12 月 13 日から施行する。

附 則（平成 23 年 12 月 7 日理事会決議）

- 1 本規程の一部改正は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 9 月 17 日第 5 回理事会決議）

- 1 本規程の一部改正は、平成 27 年 9 月 17 日から施行する。
- 2 第 14 条（受験資格）に建築士を追加し、様式 6 を改める。

附 則（平成 28 年 6 月 23 日第 3 回理事会決議）

- 1 本規程の一部改正は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。
- 2 本規程名称および関係条文、様式の「蟻害・腐朽検査員」を「蟻害・腐朽検査士」に改める。
- 3 平成 24 年 1 月 1 日に施行した附則第 2 項を削除し、第 1 条（目的）「社団法人日本しろあり対策協会」を「公益社団法人日本しろあり対策協会」に改める。

(様式1) (第4条第1項関係)

(第一面)

<p>蟻害・腐朽検査士登録申込書</p> <p>私は、蟻害・腐朽検査士の登録を受けたいので、蟻害・腐朽検査講習会修了証(写)及び誓約書を添え、申し込めます。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 (署 名) ⑩</p> <p>公益社団法人 日本しろあり対策協会会長 殿</p>			
ふりがな			写 真 貼 付
氏 名			
生年月日	年 月 日 (才)		
現住所	〒		
電話番号	()		
事業所名			※登録期間 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 ※発行年月日 平成 年 月 日 ※登録番号 第 号
所在地	〒		
電話番号	()		
合格通知書日付	平成 年 月 日	合格通知番号	
<p>(注意事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各記載事項は楷書ではっきり記入のこと。 2. ※欄は記入しないこと。 3. 写真は、申込前六ヶ月以内に、脱帽し正面から上半身を写した写真で、縦 3.0 cm、横 2.4 cmとする。 4. 裏面に記載欄があるので注意のこと。 			

(第二面)

誓 約 書

平成 年 月 日

氏 名 ⑩
(署 名)

公益社団法人 日本しろあり対策協会会長 殿

私は、蟻害・腐朽検査士として登録の上は、下記の事項を守ることを誓約いたします。万一違背した場合はいかなる処置を受けても異議を申しません。

記

1. 蟻害・腐朽の検査・診断業務に関しては、公益社団法人日本しろあり対策協会の定めた既存住宅のシロアリ被害検査・診断マニュアル及び既存住宅の腐朽検査・診断マニュアルに従って正確に被害の有無を診断すること。
2. 蟻害・腐朽検査士規程を遵守すること。

(様式2) (第4条第2項関係)

蟻害・腐朽検査士登録証

(氏名)
年 月 日生

登録番号

登録有効期間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

蟻害・腐朽検査士規程第4条により、蟻害・腐朽検査士として登録したことを証する。

平成 年 月 日

公益社団法人 日本しろあり対策協会
会長 (氏名) ㊞

(様式3) (第4条第2項関係)

(表 面)

写 真	登録有効期間	年	月	日まで
	登録番号			
	氏名			
蟻害・腐朽検査士証				
年 月 日				
公益社団法人日本しろあり対策協会 ㊞				

(裏 面)

蟻害・腐朽検査士規程抜すい

(義務)

第3条 検査士は、本会が定めた既存住宅のシロアリ被害検査・診断マニュアル及び既存住宅の腐朽検査・診断マニュアルに従って、正確に被害の有無を診断しなければならない。

2 検査士は、本会が発行する蟻害・腐朽検査士証（以下「証明証」という。）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 検査士は、事業所又は所属する営業所において、公衆の見やすい場所に本会が発行する蟻害・腐朽検査士登録証（以下「登録証」という。）を掲示しなければならない。

① 様式のサイズは、ISO7810 ID-1タイプに準拠したもの（縦5.4 cm×横8.6 cm）とする。

② 様式の材質は、破損・汚損に耐えるプラスチック等とする。

(様式4) (第8条第1項関係)

(第一面)

蟻害・腐朽検査士登録更新申込書		
私は、蟻害・腐朽検査士の登録更新を受けたいので、誓約書を添え、申し込みます。		
平成 年 月 日		
氏 名 (署 名) ⑩		
公益社団法人 日本しろあり対策協会会長 殿		
登録番号		
ふりがな		写 真 貼 付
氏 名		
生年月日	年 月 日 (才)	
現住所	〒	
電話番号	()	※登録期間
事業所名		自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
所在地	〒	※発行年月日 平成 年 月 日
電話番号	()	※登録番号 第 号
(注意事項)		
1. 各記載事項は楷書ではっきり記入のこと。		
2. ※欄は記入しないこと。		
3. 写真は、申込前六ヶ月以内に、脱帽し正面から上半身を写した写真で、縦 3.0 cm、横 2.4 cmとする。		
4. 裏面に記載欄があるので注意のこと。		

(第二面)

誓 約 書

平成 年 月 日

氏 名 (署 名) (印)

公益社団法人 日本しろあり対策協会会長 殿

私は、蟻害・腐朽検査士として登録の上は、下記の事項を守ることを誓約いたします。万一違背した場合はいかなる処置を受けても異議を申しません。

記

1. 蟻害・腐朽の検査・診断業務に関しては、公益社団法人日本しろあり対策協会の定めた既存住宅のシロアリ被害検査・診断マニュアル及び既存住宅の腐朽検査・診断マニュアルに従って正確に被害の有無を診断すること。
2. 蟻害・腐朽検査士規程を遵守すること。

(様式5) (第9条関係)

蟻害・腐朽検査士登録証 再交付申請書
蟻害・腐朽検査士証

公益社団法人 日本しろあり対策協会会長 殿

登録番号

氏 名

㊞

(署 名)

私は、
蟻害・腐朽検査士登録証
蟻害・腐朽検査士証

汚損
を
紛失

のため、関係書類を添えて再交付の申請

をいたします。

氏 名

生年月日

年 月 日

現住所

電 話

()

事業所名

電 話

()

所在地

(添付書類)

1. 理由書

2. 汚損した

蟻害・腐朽検査士登録証

蟻害・腐朽検査士証

(様式6) (第15条関係)

蟻害・腐朽検査士受験申込書

公益社団法人 日本しろあり対策協会会長 殿

希望受験会場 および 開催年月日			
氏 名		生年月日	
所属事業所			
事業所住所			
	電話	F A X	
防除士 登録番号	第 号	取得年月日	年 月 日
建築士 登録番号	1級 2級 木造 第 号	取得年月日	年 月 日

蟻害・腐朽検査講習会実施規程

(目 的)

第1条 蟻害・腐朽検査に関する専門知識の啓蒙・普及及び適正な検査・診断の確実性並びに業務の社会的使命を涵養することを目的として実施する講習会は、この規程の定めるところによる。

(講習の内容)

第2条 蟻害・腐朽検査講習会の内容は、次のものとする。

講習科目	講習基準
①シロアリ・腐朽被害調査の必要性と基本的な考え方	<ol style="list-style-type: none"> 1. シロアリ・腐朽調査の基本的考え方について 2. シロアリ・腐朽調査の必要性について
②建物のいたみ方 建物の総合検査診断のあり方	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建物の劣化経過と劣化しやすい箇所について 2. 建物の総合診断のポイントについて
③シロアリ被害検査・診断に関する知識	<ol style="list-style-type: none"> 1. 既存住宅のシロアリ被害調査に必要な基礎知識 <ol style="list-style-type: none"> (1) 加害虫の同定 (2) シロアリ類 (3) ヤマトシロアリとイエシロアリの区別点 (4) ヤマトシロアリ (5) イエシロアリ (6) ダイコクシロアリ (7) アメリカカンザイシロアリ 2. 既存住宅のシロアリ被害検査・診断 <ol style="list-style-type: none"> (1) 建物外回りからの診断 (2) 基礎コンクリート表面蟻道の付着について (3) 土台木部・床組のシロアリ被害について (4) 水廻り木部等のシロアリ被害について (5) 外壁の木の板材の被害について (6) 軸組材と内壁のシロアリ被害について (7) バルコニーのシロアリ被害について (8) 小屋組材、天井材、天井裏のシロアリ被害について (9) 敷地のシロアリ生息状況について
④ 腐朽検査・診断に関する知識	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建物外周からの診断 2. 基礎コンクリート表面の菌糸・子実体の付着について 3. 土台木部・床組の腐朽被害について 4. 水廻り木部等の腐朽被害について 5. 外壁木部の腐朽被害について 6. 軸組材の腐朽被害について 7. 小屋組材・天井裏の腐朽被害について 8. バルコニーの腐朽被害について
⑤ 検査診断報告書の作成	<ol style="list-style-type: none"> 1. 検査診断の方法と留意点について 2. 検査診断報告書の書き方について

(講習の受講対象者)

第3条 蟻害・腐朽検査に関する専門的知識を習得しようとする一般の受講者とする。

(講習会の会場)

第4条 講習会の受講者に対応できるよう、全国に複数会場を設ける。

(講習会の周知等)

第5条 講習会の開催日の2カ月前までに受講希望者への広報を行う。

(講習の申し込み)

第6条 講習を受講しようとする者は、蟻害・腐朽検査講習申込書(様式1)に受講料を添えて本会に申し込むものとする。

(受講料)

第7条 受講料は、会員8,000円、非会員16,000円とする。

(修了証の交付)

第8条 講習の科目を全て受講した者に、修了証を交付する。

(講習会の実施運営)

第9条 講習会は、本会の主催により実施し、実施当日の業務運営については、開催会場の所在する本会の連携団体に委託することができる。

附 則 (平成23年12月7日理事会決議)

1 この規程は、平成24年1月1日から施行する。

(様式1) (第6条関係)

蟻害・腐朽検査講習申込書

希望講習場所 及び開催年月日			
(ふりがな)		生年月日	年 月 日
氏 名			
自宅住所	〒 電話		
所属事業所名			
事業所住所	〒 電話 : FAX :		

正会員に所属していることの証明書

上記の者は、当社に所属していることを証明します。

公益社団法人 日本しろあり対策協会会長 殿

会員種別	1. 登録施工業者会員 2. 防除薬剤製造・販売業者会員 3. 防蟻・防腐材料製造業者会員 4. 個人会員		
事業所名		会員番号 (登録施工業者会員のみ)	() 都道 府県 ()
代表者	Ⓜ		

既存住宅の蟻害・腐朽検査規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本しろあり対策協会（以下「本会」という。）の認めた蟻害・腐朽検査士が、依頼者の求めに応じ、既存住宅の蟻害と腐朽を検査するために必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程の蟻害・腐朽検査士（以下「検査士」という。）とは、本会の蟻害・腐朽検査士規程に基づいて登録し、既存住宅の蟻害・腐朽の検査・診断の業務を行う者をいう。

2 この規程の蟻害・腐朽の検査・診断とは、本会の定める「既存住宅の蟻害・腐朽検査・診断マニュアル」（以下「マニュアル」という。）により行う検査・診断をいう。

3 住宅以外の既存建築物については、本規程に準じて行う。

第2章 検査・診断

(依 頼)

第3条 検査・診断は、登録住宅性能評価機関及びその他から検査士所属事業所（以下「所属事業所」という。）への依頼によって行い、本会と一般社団法人住宅性能評価・表示協会が作成した標準契約書に準拠した業務請負契約を締結することとする。

2 本会は、登録住宅性能評価機関及び検査診断を依頼された所属事業所からの相談、問合せ等に対応することとする。

3 検査・診断料は有償とする。

(検 査)

第4条 検査は、マニュアルにしたがって行い、原則として、目視・打診・触診などの非破壊方法による。

2 検査マニュアルは、対象部材を十分に検査できることを前提としているので、構造上検査できない箇所や非破壊による検査方法では不十分と思われる箇所については、その範囲を明記する。

3 建物所有者の許可が得られた場合には、軽微な破壊を伴う検査を行うことができる。

4 検査を実施したときは、本会と一般社団法人住宅性能評価・表示協会が作成した「特定現況検査（腐朽等・蟻害）に係る現地検査報告書」に準拠した報告書を2部作成し、発注者に提出しなければならない。

5 検査にあたっては、本会の「蟻害・腐朽検査士倫理規程」を遵守する。

(診 断)

第5条 診断には、現況調査結果に加えて、建物に対する蟻害・腐朽予防施工方法、過去の被害歴と駆除・予防処理の有無、これらの処理後の経過年数、敷地内外のシロアリ生息状況、その他建物の環境状況から判断する。

第6条 マニュアルによる検査が十分に行われたと判断される建物、部位については、下記のいずれかに該当するかを判断し、報告する。

1. シロアリの蟻道・蟻害が認められる。
2. シロアリの蟻道・蟻害が認められない。
3. 腐朽、菌糸、子実体が認められる。
4. 腐朽、菌糸、子実体が認められない。

ただし、蟻道・蟻害あるいは腐朽が認められる場合であっても、それが過去の被害であり、調査時点で適切な処理が5年以内に行われていて、かつ、その被害の程度が軽微で建物の強度が低下していないと認められる場合、又は、補強などによって強度が十分に保たれていると認められる場合には、その旨を特記の上、2または4として報告する。

また、上記のいずれとも判断不能な場合、あるいはマニュアルに該当しない事象があった場合は、特記欄にその内容、理由を記載の上、その旨を報告する。

第7条 マニュアルによる検査が部分的にしか行えない構造の場合、及び非破壊の検査で不十分と判断される場合には、検査結果だけを報告し、診断を留保することができる。

第8条 当該建物について今後の蟻害・腐朽の進行に関して判断を求められた場合、被害現況、予防施工・処理方法と処理時期、建物内外の環境から判断する。特にイエシロアリの生息地では、当該建物周辺に巣がある場合には適切な方法で巣を処理することが望まれる。

第3章 検査・診断結果の報告と保管

(報告)

第9条 登録住宅性能評価機関からの依頼の場合、所属事業所名と検査士名を併記した「蟻害・腐朽検査・診断報告書」(以下「報告書」という。)を作成の上、登録住宅性能評価機関に報告するが、診断結果の最終判断と依頼者への通知は、当該性能評価機関に一任する。

- 2 前項以外からの依頼の場合、所属事業所名と検査士名を併記した報告書を作成の上、検査・診断結果を依頼者に通知する。
- 3 いずれの場合でも、報告書のコピーを本会へ提出する

(保管)

第10条 報告書は、所属事業所及び本会で5年間保管する。

附 則 (平成14年7月12日理事会決議)

- 1 本規程は、平成14年7月12日から施行する。

附 則 (平成15年1月31日理事会決議)

- 1 この規程の一部改正は、平成15年1月31日から施行する。

附 則 (平成23年12月7日第4回理事会決議)

- 1 この規程の一部改正は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 10 日第 6 回理事会決議）

- 1 本規程の一部改正は、平成 27 年 12 月 10 日から施行する。
- 2 第 3 条（依頼）および第 9 条（報告）の「連携団体」を「本会」に改める。
- 3 第 10 条（保管）の報告書の保管期間を 3 年から 5 年に改める。

附 則（平成 28 年 6 月 23 日第 3 回理事会決議）

- 1 本規程の一部改正は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。
- 2 第 1 条（目的）ほか関係条文の「蟻害・腐朽検査員」を「蟻害・腐朽検査士」に改める。
- 3 平成 24 年 1 月 1 日に施行した附則を削除し、第 1 条（目的）「社団法人日本しろあり対策協会」を「公益社団法人日本しろあり対策協会」に改める。

蟻害・腐朽検査士倫理規程

公益社団法人日本しろあり対策協会が公益事業の観点で行う既存住宅の検査について、蟻害・腐朽の被害を蟻害・腐朽検査士が検査・診断するときの倫理に関して定めたものである。

- 1 検査士は、蟻害・腐朽検査士証を依頼者に必ず提示し、身分を明確にすること。
- 2 検査の方法について、事前に説明し了解をとること。特に、非破壊検査であるので検査できない部分があることを説明すること。
- 3 住居内の立ち入りについて、依頼主の許可を必ず得ること。
- 4 家具、什器の移動は、必ず依頼主の指図又は同意を得ること。
- 5 衣類の取替えなどは、屋外でみだりに行わず、依頼主の承諾を得て家屋内で行うことを原則とする。
- 6 火気（たばこなど）の使用に留意し、器物を破損しないよう努めること。
- 7 依頼主の個人情報については他言してはならない。
- 8 検査・診断にあたり最も大切なことは、言動に注意し、あくまでも不安感や予断を依頼主に与えてはならない。
- 9 蟻害・腐朽の被害を客観的に検査・診断することを目的とし、自己の業務への勧誘等を行ってはならない。

附 則（平成 14 年 4 月 5 日理事会決議）

- 1 本規程は、平成 14 年 4 月 5 日から施行する。

附 則（平成 23 年 12 月 7 日第 4 回理事会決議）

この規程の一部改正は、公益社団法人日本しろあり対策協会の移行登記日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 23 日第 3 回理事会決議）

- 1 本規程の一部改正は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。
- 2 本規程名称および関係条文の「蟻害・腐朽検査員」を「蟻害・腐朽検査士」に改める。

既存住宅の蟻害・腐朽検査及び検査証発行規程（協会版）

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この規程は、公益社団法人日本しろあり対策協会（以下「本会」という。）の認めた蟻害・腐朽検査士が個人または企業もしくは団体からの求め（以下「依頼者」という。）に応じ、既存住宅の蟻害と腐朽を検査し、本会の蟻害・腐朽検査証を発行するために必要な事項を定める。

（定 義）

第2条 この規程の蟻害・腐朽検査士（以下「検査士」という。）とは、本会の蟻害・腐朽検査士規程に基づいて登録し、既存住宅の蟻害・腐朽の検査・診断の業務を行う者をいう。

2 この規程の蟻害・腐朽の検査・診断とは、本会の定める既存住宅のシロアリ被害検査・診断マニュアル及び既存住宅の腐朽検査診断マニュアル（以下「マニュアル」という。）により実施する検査・診断をいう。

（検査証の性格）

第3条 この規程の蟻害・腐朽検査証（以下「検査証」という。）とは、検査・診断がマニュアルに従って適切に実施されたことを証明して本会が発行するもので、物件の施工状態、施工方法、或いは施工後の管理等の状況を判断・コメントするものではなく、また検査時点以降の変化がないことを保証するものでもない。

（既存建築物への準用）

第4条 既存住宅以外の既存建築物の蟻害・腐朽検査については、本規程に準じて実施する。

（指導・助言）

第5条 検査士等は、この規程に基づく蟻害・腐朽検査等について本会の指導・助言を受けることができる。

2 前項規程による指導・助言について必要な場合は有償とし、その額については別に定める。

第2章 検査・診断

（依 頼）

第6条 検査・診断は、依頼者から検査士を雇用している検査士所属事業所（以下「所属事業所」という。）への依頼により実施する。

2 本会は、依頼者または所属事業所からの相談等に協力する。

（手数料）

第7条 この規程に基づく検査・診断に関する手数料は、別に定める額とする。

（検 査）

第8条 検査は、マニュアルに従って実施し、原則として、目視・打診・触診などの非破壊方法によるものとする。

2 構造上検査が十分実施できない場合または非破壊による検査方法では不十分な場合等

は、その範囲を明記する。

- 3 建築物所有者等の承諾が得られた場合には、軽微な破壊を伴う検査を実施することができる。ただし、原則として原況復旧を行うこととする。
- 4 検査を終了したときは、速やかに本会の定める「協会版蟻害・腐朽検査診断報告書」(以下「報告書」という。)を作成する。

(診 断)

第9条 診断は、検査結果による蟻害・腐朽及び建築物に対する蟻害・腐朽予防施工方法、ならびに過去の被害歴と駆除・予防処理、これらの処理後の経過年数、敷地内外のシロアリ生息状況及びその他建築物の環境状況から判断する。

(報 告)

第10条 マニュアルによる検査が適切に実施された建築物または部位については、報告書に検査・診断結果を記載する。

- 2 第8条第2項の場合はその診断を保留することができる。
- 3 診断における判断基準および対応措置はマニュアルに準拠する。

(高次診断)

第11条 第8条および前条第2項の結果により依頼者からの依頼があれば、高次診断を実施することができる。

- 2 前項の高次診断に関する手数料は、別に定める額とする。

第3章 検査証発行および防除処理行為

(検査証の発行)

第12条 検査証は、次の各号に該当する場合に発行する。

- 一 検査が、検査士によってなされていること
- 二 検査が、マニュアルに則り実施されていること
- 三 報告書の記載が適正であること

(検査証発行の依頼)

第13条 検査証は、原則として次の各号に定める手順により発行する。

- 一 検査・診断結果の報告書を本会制定による「蟻害・腐朽検査診断報告書作成システム」により作成する
- 二 所属事業所は、報告書をメールまたはファックスにより本会へ送付する
- 三 送付された報告書は、本会で精査の上、適正であれば検査証番号を附した検査証を発行する
- 四 所属事業所は、依頼者に発行された検査証および報告書を提出する

(発行手数料)

第14条 所属事業所は検査証発行に係る別に定める額の手数料を本会に納付する。

(発行の中止または取消し)

第15条 次のいずれかに該当する場合は、検査証の発行を中止または取消する。

- 一 報告書が第12条および第13条に適合していない場合

- 二 依頼者に提出する報告書と本会保存の報告書に相違が存する場合
- 三 蟻害・腐朽検査士倫理規程に違反した場合
- 四 所属事業所の間で検査依頼された当該建築物に係る紛争等が発生した場合
- 五 その他の事由で発行することが不相当と認めた場合

(保存期間)

第 16 条 報告書は、所属事業所および本会で検査証の発行日から 5 年間保存する。

(防除処理等)

第 17 条 検査証を発行した当該建築物の防除処理等の依頼が生じた場合は、特段の理由が存しない限り当該建築物を検査した所属事業所の責務の基で「蟻害・腐朽対策提案書」を作成し、防除処理契約を結ぶことができる。

第 4 章 懲戒及び雑則

(懲 戒)

第 18 条 本会の許可なく検査証を発行したことが判明した場合は、本会会長は理事会の議を経て当該検査士の検査士登録を取り消すことができる。

(その他)

第 19 条 この規程に定めるもののほかこの規程の施行に関して必要な事項は、蟻害・腐朽検査制度委員会の議を経て別に定める。

(規程の改廃)

第 20 条 この規程の改廃は、蟻害・腐朽検査制度委員会の議を経て、理事会が行う。

附 則 (平成 19 年 7 月 6 日理事会決議)

本規程は、平成 19 年 7 月 6 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 12 月 10 日第 6 回理事会決議)

本規程の一部改正は、平成 27 年 12 月 10 日から施行する。

- 1 第 6 条「連携団体」を「本会」に改める。

附 則 (平成 28 年 6 月 23 日第 3 回理事会決議)

- 1 本規程の一部改正は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。
- 2 第 1 条 (目的) ほか関係条文の「蟻害・腐朽検査員」を「蟻害・腐朽検査士」に改める。
- 3 第 13 条 (検査証発行の依頼) ほか「所属企業」を「所属事業所」に改める。
- 4 平成 24 年 1 月 1 日に施行した附則を削除し、第 1 条 (目的)「社団法人日本しろあり対策協会」を「公益社団法人日本しろあり対策協会」に改める。

蟻害・腐朽検査等の手数料規程（協会版）

（趣 旨）

第1条 この規程は、別に定める「既存住宅の蟻害・腐朽検査及び検査証発行規程」（以下規程という。）に基づく蟻害・腐朽検査・診断および蟻害・腐朽検査証発行にかかる手数料について必要な事項を定める。

（蟻害・腐朽検査・診断手数料）

第2条 規程第7条に規定する蟻害・腐朽検査・診断に関する手数料の額は、検査・診断1件につき、50,000円を標準とする。（消費税は別）

（検査証発行手数料）

第3条 規程第14条に規定する検査証発行に関する手数料の額は、検査証発行1件につき、5,000円とする。（消費税は別）

2 規程第6条の所属事業所は、前条の手数を規程第13条による検査証発行の依頼前に本会へ銀行振込みにより納付するものとする。

（高次診断の手数料）

第4条 規程第11条第2項に規定する高次診断に関する手数料の額は、つぎによる額とする。

一 対象建築物または部位に関する検査・診断費の各見積り額の

附 則（平成19年7月6日理事会決議）

1 本規程は、平成19年7月6日から施行する。

附 則（平成23年12月7日第4回理事会決議）

1 本規程の一部改正は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成28年6月23日第3回理事会決議）

1 本規程の一部改正は、平成28年6月23日から施行する。

2 第3条（検査証発行手数料）第2項「所属事業所」を「所属企業」に改める。